

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年6月21日
【会社名】	蛇の目ミシン工業株式会社
【英訳名】	JANOME SEWING MACHINE CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大場 道夫
【本店の所在の場所】	東京都八王子市狭間町1463番地
【電話番号】	042-661-3071
【事務連絡者氏名】	経理部長 中坪 勝彦
【最寄りの連絡場所】	東京都八王子市狭間町1463番地
【電話番号】	042-661-3071
【事務連絡者氏名】	経理部長 中坪 勝彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成28年6月17日の当社第90回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年6月17日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 資本準備金及び利益準備金の額の減少ならびに剰余金の処分の件

(資本準備金及び利益準備金の額の減少)

① 減少する準備金の額

資本準備金 823,427,727円

利益準備金 39,035,947円

② 増加する剰余金の額

その他資本剰余金 823,427,727円

繰越利益剰余金 39,035,947円

③ 準備金の額の減少が効力を生ずる日

平成28年6月17日

(剰余金の処分)

① 減少する剰余金の額

その他資本剰余金 823,427,727円

② 増加する剰余金の額

繰越利益剰余金 823,427,727円

第2号議案 定款一部変更の件

① 監査等委員会設置会社へ移行のため、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行う。

② その他、条文の新設・削除に伴う条数の変更、語句の修正等、所要の変更を行う。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）として、眞壁八郎、大場道夫、石水寛治、喜多村昌幸、河島正司及び高安俊也を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として、相澤昭彦、佐藤慎一、中澤真二及び田中敬三を選任する。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額を年額2億4千万円以内と定める。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を年額8千万円以内と定める。なお、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議による。

第7号議案 当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）更新の件

当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）を更新する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	97,794	1,892	0	(注) 1	可決 (95.08%)
第2号議案	98,279	1,407	0	(注) 2	可決 (95.55%)
第3号議案				(注) 3	
眞壁 八郎	95,723	3,963	0		可決 (93.07%)
大場 道夫	96,524	3,162	0		可決 (93.85%)
石水 寛治	96,812	2,874	0		可決 (94.13%)
喜多村昌幸	96,845	2,841	0		可決 (94.16%)
河島 正司	96,845	2,841	0		可決 (94.16%)
高安 俊也	96,817	2,869	0		可決 (94.13%)
第4号議案				(注) 3	
相澤 昭彦	96,921	2,765	0		可決 (94.23%)
佐藤 慎一	86,538	13,148	0		可決 (84.14%)
中澤 真二	95,900	3,786	0		可決 (93.24%)
田中 敬三	97,077	2,609	0		可決 (94.38%)
第5号議案	97,710	1,975	0	(注) 1	可決 (95.00%)
第6号議案	97,703	1,983	0	(注) 1	可決 (94.99%)
第7号議案	85,707	13,968	0	(注) 1	可決 (83.34%)

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その出席した株主の議決権の3分の2以上の賛成。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その出席した株主の議決権の過半数の賛成。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会開催日の前日までの事前行使分と、本株主総会に出席した株主が行使した議決権のうち、当社において賛否の確認が出来た賛成数（委任状による議決権行使を含む。）を合計した結果、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したためであります。